

提案書評価基準

1 評価項目及び配点等

評価項目	評価の視点	加重倍率	配点
技術提案に関する視点 (155点)			
システム提案の実現性	システム構成、設備設置容量や自家消費量の考え方等、システム提案の内容が明確で実現性があるか	4	20
太陽光発電設備出力	太陽光発電設備の出力[kW]が大きいか、また、設備設置施設数が多いか	4	20
蓄電池容量	蓄電池の容量[kWh]が大きいか	1	5
発電電力の自家消費量	蓄電池の活用を含めて、太陽光発電電力の自家消費量[kWh]が大きいか	2	10
設備の設置方法	設備の設置方法は実現性があるか、また、安全性が高く、施設への影響が小さいものになっているか	4	20
防水への影響	設置時、防水改修時、撤去時における防水への影響が少ないものとなっているか	4	20
蓄電池の安全性	安全性の高い蓄電池が選定されているか	4	20
非常時利用の利便性	非常時利用における利便性が充実しているか	2	10
太陽光自立出力	自立運転時に太陽光発電設備から使用可能な出力[kW]が大きいか ※蓄電池へ充電する分は除く	1	5
蓄電池充電能力	自立運転時に太陽光発電設備から蓄電池に充電する際の能力[kW]が大きいか	1	5
蓄電池自立出力	自立運転時に蓄電池から使用可能な出力[kW]が大きいか	1	5
発電電力の地産地消に資する取組の提案	具体的で実現性を踏まえた提案となっているか	2	10
対象施設への環境啓発に資する取組の提案	具体的で実現性を踏まえた提案となっているか	1	5
実施体制に関する視点 (90点)			
工事遂行能力の確保	無理のない実施体制、スケジュール等となっているか	3	15
市内中小企業の活用	市内中小企業を活用する提案となっているか	4	20
業務遂行能力の確保	無理のないメンテナンス計画、実施体制等となっているか	6	30
事業実施中のリスクに対する対応	事業実施中に発生するリスクについて、対応できる提案となっているか	5	25
その他の視点 (5点)			
ワークライフバランス等に関する取組	下記の点について、該当数に応じて評価する <input type="checkbox"/> 横浜市SDGs認証制度「Y-SDGs」の認証を取得しているか <input type="checkbox"/> 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定しているか（従業員101人未満の場合のみ加算） <input type="checkbox"/> 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」を策定しているか（従業員101人未満の場合のみ加算） <input type="checkbox"/> 次の①～③のうち、いずれか一つを取得しているか ①次世代育成支援対策推進法による認定（くるみんマーク） ②女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定 ③よこはまグッドバランス企業認定 <input type="checkbox"/> 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定を取得しているか <input type="checkbox"/> 障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.5%を達成している（従業員40人以上）、又は、障害者1人以上雇用している（従業員40人未満） <input type="checkbox"/> 健康経営銘柄、健康経営優良法人（大規模法人・中小規模法人）の取得、又は、横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラスの認証を受けているか	1	5
評価の合計 (250点)			

2 評価方法

(1) 各評価項目について、以下の6段階評価を行う。

- 5点：優れている
- 4点：ややすぐれている
- 3点：普通
- 2点：やや劣る
- 1点：劣る
- 0点：非常に劣るまたは提案無し

また、「市内中小企業の活用」の評価は、以下のとおりとする。

- 5点：工事総額における市内中小企業への発注割合が75%以上
- 3点：工事総額における市内中小企業への発注割合が50%以上75%未満
- 1点：工事総額における市内中小企業への発注割合が20%以上50%未満
- 0点：工事総額における市内中小企業への発注割合が20%未満

なお、「発電電力の地産地消に資する取組の提案」の評価は、以下のとおりとする。

- 5点：自家消費率90%以上
- 4点：自家消費率70%以上～90%未満
- 3点：自家消費率50%以上～70%未満
- 2点：自家消費率30%以上～50%未満
- 1点：自家消費率10%以上～30%未満
- 0点：自家消費率10%未満

ただし、下記のとおり加点する。（合計が5点を超える場合、5点とする）

- +2点：余剰活用に係る具体的な提案がある
- +1点：余剰活用に係る提案がある

(2) 「ワークライフバランス等に関する取組」の評価は、該当した数を加点する。（合計が5点を超える場合、5点とする）

(3) 評価点は、各項目の評価結果に対し、指定された加重倍率を乗じて得られた点数とする。

3 第一順位の決定方法

- (1) 出席委員の評価点数の合計が最も高い提案を第一順位とする。
- (2) 評価点が同点の場合、出席委員の多数決により第一順位を決定する。それでも決しない場合は委員長が第一順位を決定する。